

# 第2期 吉野ヶ里町子育て支援プラン

(吉野ヶ里町次世代育成支援行動計画及び吉野ヶ里町子ども・子育て支援事業計画)

令和2年3月

吉野ヶ里町



## 目 次

第1章 計画策定の背景と趣旨.....	1
1. 背景及び趣旨 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	1
3. 他の計画との関係 .....	2
4. 計画の計画期間 .....	2
第2章 子どもを取り巻く現況.....	3
1. 人口・世帯数の推移 .....	3
2. 就労状況.....	5
3. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査.....	6
4. 子育てに関する課題 .....	8
第3章 施策の評価 .....	9
第4章 計画の基本的な考え方.....	10
1. 基本的な視点 .....	10
2. 基本理念.....	11
3. 基本目標.....	12
4. 計画の体系 .....	13
第5章 基本施策と個別事業の展開 .....	14
基本目標Ⅰ 地域の絆が育む、子育て家庭が暮らしやすいまちづくり .....	14
基本目標Ⅱ 子育てと仕事の両立を支援し、安心して働けるまちづくり .....	22
基本目標Ⅲ 吉野ヶ里町の風土、自然、文化の中で、子どもたちが健やかに育つまちづくり .....	24
基本目標Ⅳ 地域の優しいまなざしに見守られて、子どもたちが安全に育つまちづくり .....	33
第6章 子ども・子育て支援事業計画 .....	38
1. 教育・保育の提供区域の設定 .....	38
2. 将来の子ども人口 .....	38
3. 教育・保育の見込み量と提供体制確保の方針 .....	39
4. 地域子ども・子育て支援事業 .....	41
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 .....	48
第7章 計画の推進・点検体制について .....	49
資 料 編 .....	50
1. 吉野ヶ里町子ども・子育て会議条例 .....	50
2. 吉野ヶ里町子ども・子育て会議 委員名簿.....	52
3. 策定経過.....	53



# 第1章 計画策定の背景と趣旨

## 1. 背景及び趣旨

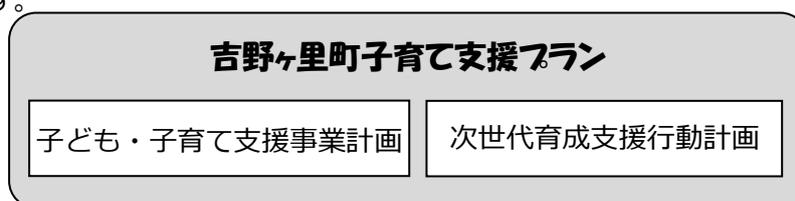
我が国の少子化への対策として国は、「次世代育成支援対策推進法」を平成15年に成立させたことから、本町は、平成18年度に「吉野ヶ里町子育て支援プラン（次世代育成支援行動計画）」を策定し、平成21年度に同後期計画を策定し、総合的な施策の推進を図ってきました。

さらに、国は、少子化の急速な進行、結婚・出産・子育ての希望がかなわない状況を踏まえ、『質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実』を図るために、「子ども・子育て支援法」を含む「子ども・子育て関連3法」を平成24年度に成立させ、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から開始されました。平成29年6月には自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための「子育て安心プラン」、平成30年9月には、小学生児童の安全・安心な居場所の確保を図るための「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。令和元年10月からは、子育て世帯の負担感を和らげ、少子化対策につなげるのが狙いの幼児教育の無償化が始まりました。

こうした国の流れを踏まえ、本町では平成27年3月に「吉野ヶ里町次世代支援行動計画」と「吉野ヶ里町子ども・子育て支援事業計画」を含む「吉野ヶ里町子育て支援プラン」の策定を行いました。令和元年度に計画期間が満了となるため、「第2期吉野ヶ里町子育て支援プラン」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

『吉野ヶ里町子育て支援プラン』は、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、改正次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を包含した計画です。



### 「子ども・子育て支援法」第61条第1項

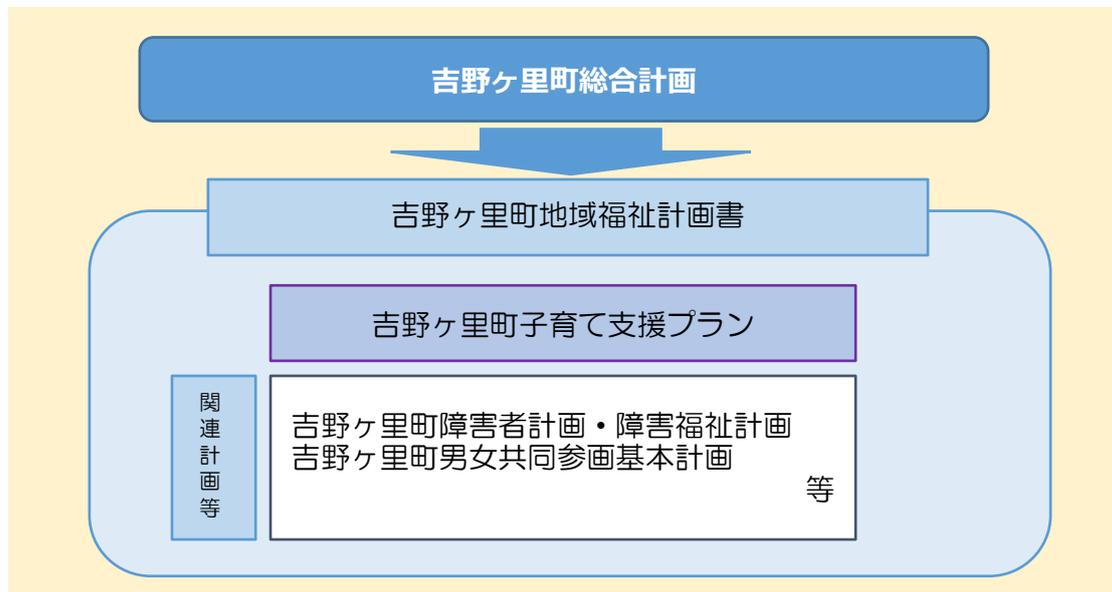
市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

### 「改正次世代育成支援対策推進法」第8条第1項

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務および事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児および幼児の健康の確保および増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅および良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

### 3. 他の計画との関係

本計画は、「吉野ヶ里町総合計画」や「地域福祉計画書」など、関係する計画との整合・連携を図ります。



### 4. 計画の計画期間

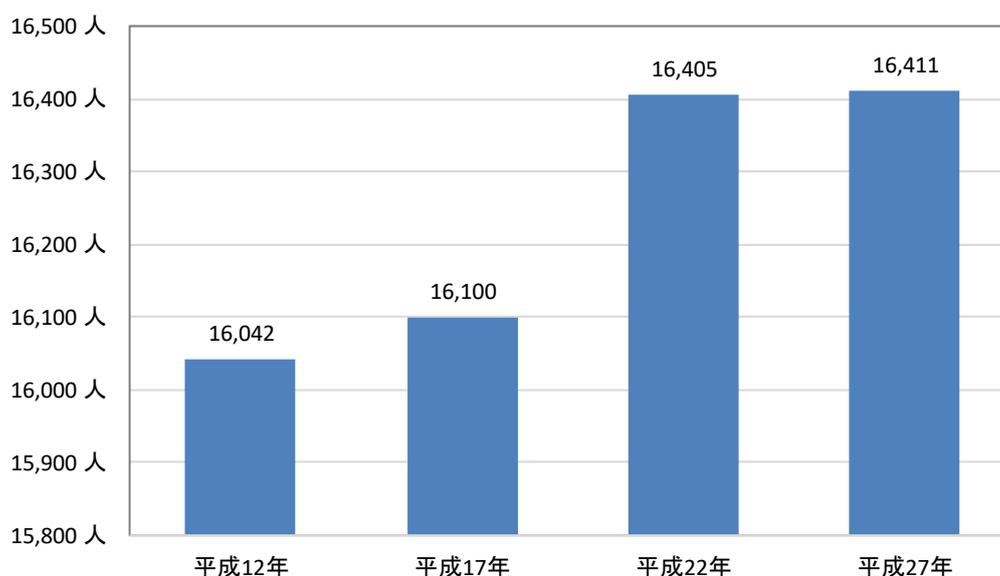
計画期間は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間となります。

## 第2章 子どもを取り巻く現況

### 1. 人口・世帯数の推移

#### (1) 人口の推移

本町の人口は、平成17年から平成27年にかけて増加しています。



資料：国勢調査

#### (2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別では、年少人口（0～14歳）の構成比の減少、老年人口（65歳以上）の構成比の増加が続いており、少子高齢化が進行しています。

佐賀県の年齢構成比と比較してみると、年少人口構成は、各年次とも本町の構成比が高く、平成27年では、1.5ポイント高くなっています。

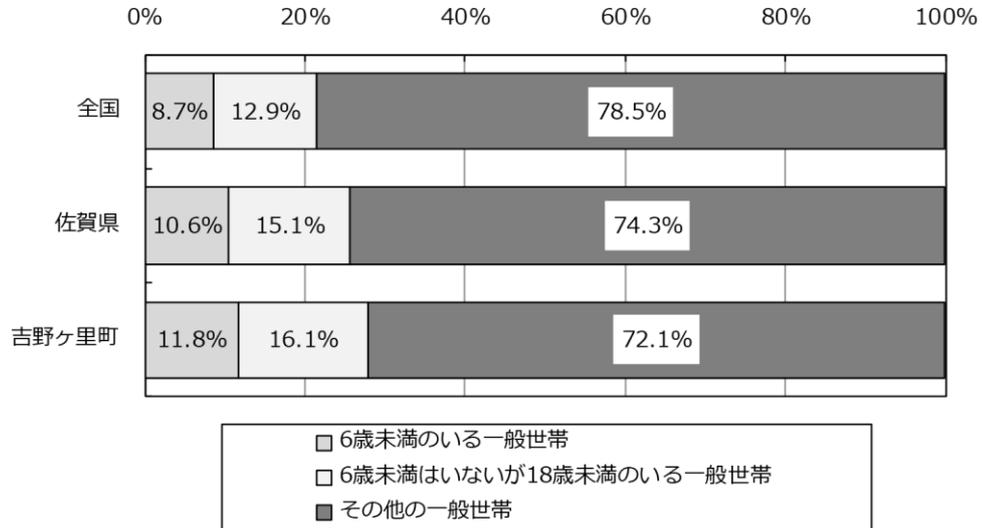
区分	単位	年齢区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
吉野ヶ里町	実数 (人)	0～14歳	2,760	2,630	2,625	2,506
		15～64歳	10,556	10,449	10,417	10,051
		65歳以上	2,716	3,021	3,252	3,599
		計	16,042	16,100	16,405	16,411
	構成比 (%)	0～14歳	17.2	16.3	16.0	15.5
		15～64歳	65.8	64.9	63.5	62.2
		65歳以上	16.9	18.8	19.8	22.3
		計	100.0	100.0	100.0	100.0
佐賀県	実数 (人)	0～14歳	144,028	131,969	123,447	116,122
		15～64歳	553,351	537,864	515,206	483,019
		65歳以上	179,132	196,108	208,096	229,335
		計	876,511	865,941	846,749	832,832
	構成比 (%)	0～14歳	16.4	15.2	14.6	14.0
		15～64歳	63.1	62.1	60.8	58.3
		65歳以上	20.4	22.6	24.6	27.7
		計	100.0	100.0	100.0	100.0

※平成12年、平成22年、平成27年人口の計には年齢不明を含む。

資料：国勢調査

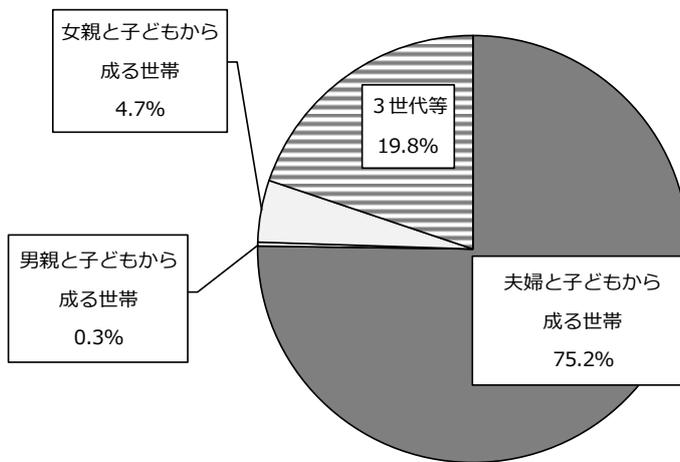
### (3) 子どものいる世帯の状況

世帯の状況を見ると、6歳未満のいる一般世帯は11.8%、6歳未満はいないが18歳未満のいる一般世帯は16.1%で、いずれも全国水準・佐賀県水準を上回っており、子どもがいる世帯の割合が多いことがわかります。



資料：国勢調査(平成27年)

6歳未満の子どものいる世帯は685世帯であり、80.2%が核家族となっています。



資料：国勢調査(平成27年)

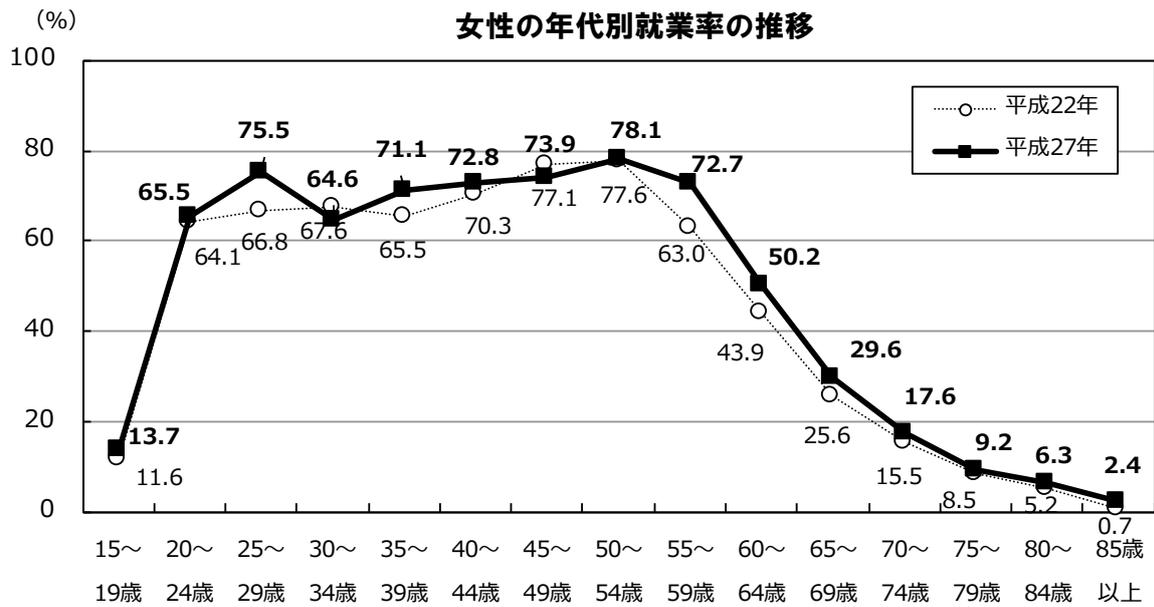
	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	6歳未満人員 (人)
一般世帯	5,824	15,672	930
6歳未満がいる世帯	685	2,991	930
核家族	547	2,163	741
夫婦と子どもから成る世帯	513	2,064	696
男親と子どもから成る世帯	2	6	3
女親と子どもから成る世帯	32	93	42
3世代等	135	814	185

## 2. 就労状況

### (1) 女性の就業状況

女性の就業状況について年代別就業率をみると、一旦就職するものの結婚等に伴い一時的に離職するため20代・30代の就業率が下がる、いわゆるM字曲線をなだらかに描いていることがわかります。

平成22年と平成27年を比べると、離職する割合が20代と40代で少なくなっています。



資料: 国勢調査

### 3. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

#### (1) 調査の目的

本計画策定の基礎資料とするため、子育ての実態やご要望・ご意見などを把握する目的として実施しました。

#### (2) 調査の種類と実施方法

本調査においては、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

調査の種類	調査の対象（母集団）	実施方法
小学校就学前調査	町内の就学前児童（0～5歳）の保護者	◇郵送での配布・回収及び幼稚園・保育園・認定こども園を通じて配布・回収
小学生調査	町内の就学児童（小学1～6年生）の保護者	◇小学校を通じて配布・回収

【調査期間】平成31年2月実施（平成31年2月20日投函締切）

#### (3) 配布と回収状況

調査票の配布と回収の状況は次のとおりです。

調査の種類	配布数	回収数	回収率
小学校就学前調査	774票	503票	65.0%
小学生調査	738票	593票	80.4%

#### (4) 調査結果の概要

##### 1) 子どもとご家族の状況について

- 就学前・小学生ともに核家族化が進んでいる。
- 町外への転勤の可能性があるご家庭は就学前で約4割、小学生で約3割となっている。

##### 2) 子どもの育ちをめぐる環境について

- 就学前・小学生ともに9割の方に相談相手がいる状況。主な相談相手は配偶者や祖父母、友人・知人となっている。
- 就学前・小学生ともに相談先がない方は信頼して相談できないと回答している。
- 就学前・小学生ともに子育てをする上であればよい周囲サポートとしては、情報提供にすることが最も多くあげられている。

### 3) 保護者の就労状況について

- 就学前・小学生ともに母親の1年後の就労希望としては、フルタイム及びパートタイム就労を希望する方が多くなっている。
- 就学前・小学生ともに仕事との両立では、子どもが病気やケガをした場合に子どもをみる人がいないという方が多くなっている。

### 4) 教育・保育事業の利用状況について（就学前のみ）

- 平日に利用している教育・保育の事業は、前回調査に比べ認定こども園が多くなっている。
- 利用したい教育・保育の事業についても、前回調査に比べ認定こども園が多くなっている。
- 幼稚園利用者で幼稚園の希望をする方は約7割となっている。
- 無償化されなくても教育・保育の事業を希望する方は約6割となっている。

### 5) 地域の子育て支援事業の利用状況について

- 就学前の地域子育て支援拠点事業の利用状況は、利用していないが約8割となっている。利用意向も特に多くない状況となっている。
- 町の17事業の認知度・利用状況・利用意向は、就学前で児童館、Neue（ノイ工）、延長保育が多くなっている。小学生では、認知度、利用状況利用意向で児童館が最も多くなっている。放課後児童クラブの利用意向は3割以上となっている。

### 6) 土曜日・休日や長期休暇の教育・保育事業利用希望について（就学前のみ）

- 土曜日は毎週利用したい、日曜日は月に1～2回利用したいが約1割となっている。
- 長期休暇では、週に数日利用したいが約4割となっており、息抜きのために利用したい方が半数となっている。

### 7) 病気の際の対応について（就学前のみ）

- 病児・病後児保育施設の利用意向は約3割となっている。

### 8) 一時預かり等の利用について（就学前のみ）

- 利用していない方が約7割となっており、利用していない理由は利用方法や手続きがわからないが最も多くなっている。
- 幼稚園の預かり保育の利用が約1割となっている。
- 不定期事業の利用目的は私用やリフレッシュの目的が多くなっている。

### 9) 放課後児童クラブの利用意向について（就学前のみ）

- 放課後児童クラブの利用希望は低学年時で約半数、高学年では約2割となっており、前回調査より多くなっている。
- 土曜日、日曜・祝日の利用はそれほど多くない。

10) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について（就学前のみ）

- 母親の育児休業制度は取得が前回調査より多くなっている。
- 育児休業給付、保険料が免除になる仕組みの認知度については、いずれも知らなかったが約3割となっている。
- 短時間勤務制度の利用状況については、母親で「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」、父親で「利用する必要がなかった」が最も多くなっている。
- 利用しなかった理由としては、「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」が最も多くなっている。

11) 子育てに関する悩みや不安等について

- 不安や負担感があると回答された方は、就学前・小学生ともに約半数となっている。
- 日常の悩みとしては、就学前では「子どもの病気や発育・発達に関すること」、小学生で「子どもの教育に関すること」が最も多くなっている。

12) 吉野ヶ里町の子育ての環境や支援の満足度

- 就学前では、約3割が満足、約2割が不満となっている。小学生では約3割が満足しているが、不満も約3割となっている。

13) 自由意見

- 就学前では、病児・病後児についてのご意見が多くあった。小学生では、給食に関することや病児・病後児、児童館等の放課後の居場所についてのご意見が多くあった。

## 4. 子育てに関する課題

子どもを取り巻く状況からみた必要性が求められている課題は下記のとおりです。

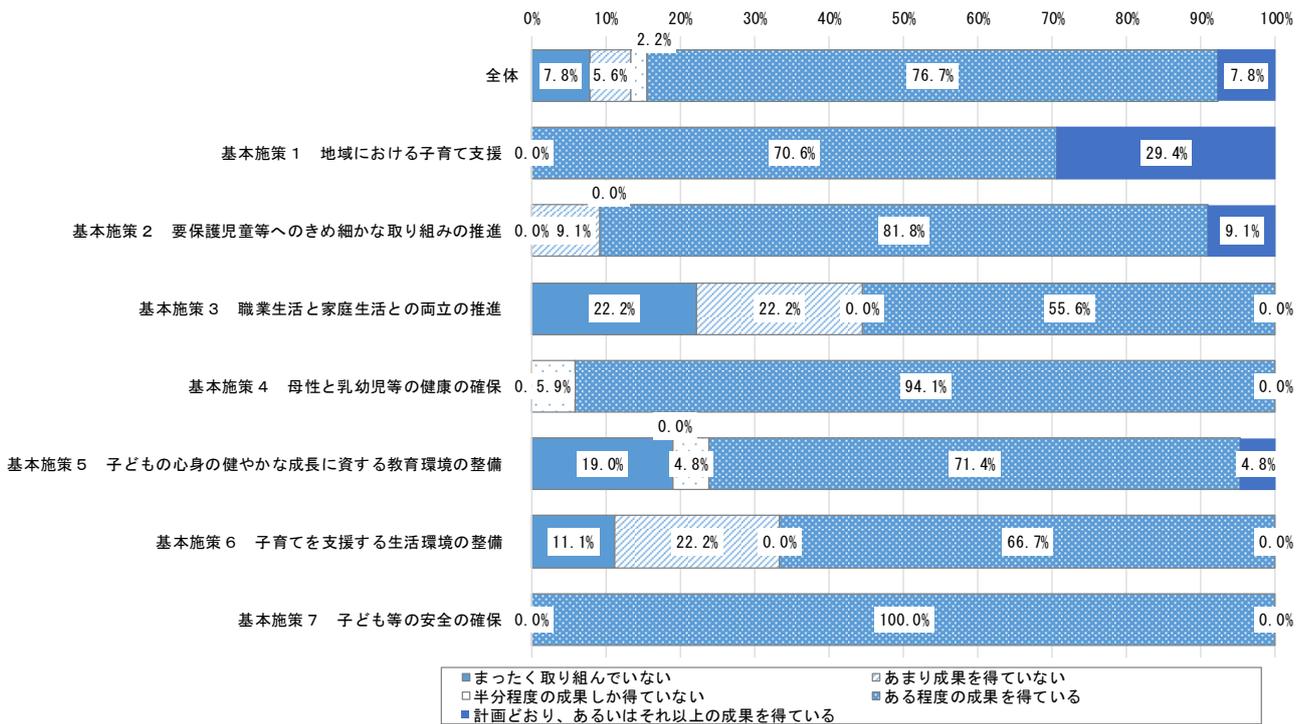
- ◆ 人口減少に伴う子育て支援の充実、子育てしやすい環境づくり
- ◆ 仕事と子育ての両立の支援
- ◆ 子どもが病気やケガをした場合の対応、病児・病後児保育の充実
- ◆ 地域子育て支援センターなどの周知・充実
- ◆ 育児休業給付、保険料が免除になる仕組みの周知
- ◆ 子育てに関する悩みについて気軽に相談できる体制の充実
- ◆ 保育サービス、幼児教育のさらなる充実
- ◆ 子育て支援の情報提供の充実

# 第3章 施策の評価

第1期の子育て支援プランの評価を5段階で評価しました。全体では、「ある程度の成果を得ている」が約8割で最も多くなっています。

“基本施策7 子ども等の安全の確保”ですべての施策で「ある程度の成果を得ている」となっています。

“基本施策3 職業生活と家庭生活との両立の推進”では「まったく取り組んでいない」、「あまり成果を得ていない」がほかにくらべると多くなっています。



## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本的な視点

本町では平成27年3月に策定した「吉野ヶ里町子育て支援プラン」では、3つの基本的な視点を設定し、すべての子どもの幸せを視点に計画づくりを目指してきました。

「第2期吉野ヶ里町子育て支援プラン」においても、この3つの基本的な視点を踏襲し、すべての子どもが幸せに暮らせる子育て環境を目指します。

#### I 子どもからの視点 ～すべての子どもの健全な育ちを支援する基盤づくり～

吉野ヶ里町の明日を担う子どもたちの幸せを第一に考え、吉野ヶ里町で生まれ育っているすべての子どもたちが、家庭環境や障がいの有無に関係なく、心身ともに健やかに育つための環境づくりを進めます。

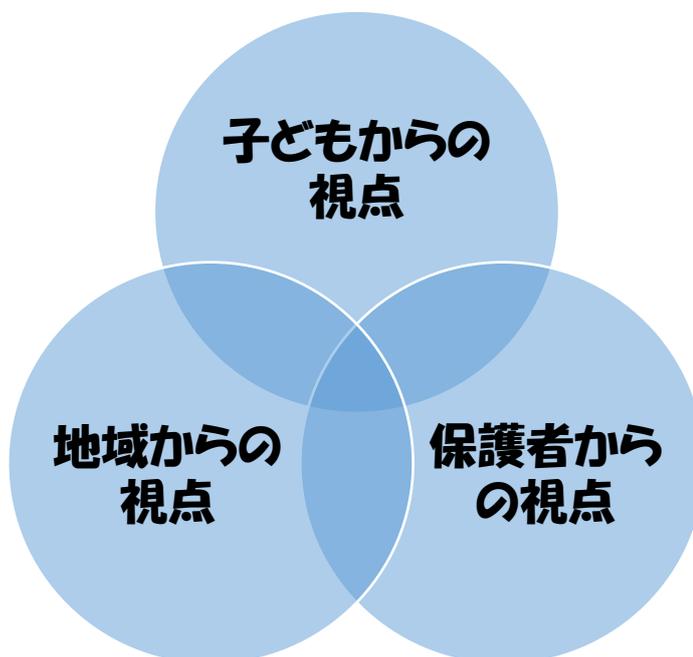
#### II 保護者からの視点 ～安心して子どもを生み、夢ある子育てができる環境づくり～

すべての親が、安心して子どもを生み、ゆとりをもって楽しく子育てができるよう、さまざまな子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育ての質の向上にも配慮し、きめ細かな子育て支援が行われるような環境づくりを進めます。

#### III 地域からの視点 ～心を通わす子育て支援の輪が広がるまちづくり～

地域社会の一員である子どもたちを健やかに育むためには、家庭はもとより地域全体で子育てを温かいまなざしで積極的に見守っていくことが求められます。

これからの次世代を担う子どもたちの成長を地域全体で支えていくためにも、住民参加による子育て支援ネットワークの形成など、連携と協力のもとに、子どもとその保護者を地域で支え合う体制づくりを進めます。



## 2. 基本理念

「吉野ヶ里町子育て支援プラン」においては、吉野ヶ里町の住民すべてが子育てを温かく応援するまちづくりを念頭に、子どもの未来を見つめながら、子どもが豊かな人間として育つためのよりよい環境づくりを目指して、基本理念「わくわくと夢を育む環境で、のびのびと生きる未来の子」と設定しました。

「第2期吉野ヶ里町子育て支援プラン」においても、子どもは、社会の大切な宝であり、子育ては、親たちが夢をいだき生きがいを感じながら子育てを楽しむことであり、子どもたちの笑顔と歓声がこだまする明るい社会は、住民すべての共通の願いであることから基本理念も踏襲することとします。

### 【基本理念】

わくわくと夢を育む環境で、のびのびと生きる未来の子

吉野ヶ里町で生まれるすべての子どもたちが家族や地域に心から祝福され、親たちが子育てを通じて喜びに満ちた生活を送ることができ、吉野ヶ里町で子どもを育てたい、育てて良かったと思えるようなまちづくりを目指します。

また、子どもたちが健やかに育っていける環境づくりや、地域の中で助けあいながら子育てや子どもの成長をともに見守る環境づくりにも取り組み、子どもたちが未来に向かって明るく健やかに育つまちづくりを進めていきます。

### 3. 基本目標

基本理念を達成するため、4つの基本目標を設定し、各施策や取り組みを推進していきます。

#### **基本目標1 地域の絆が育む、子育て家庭が暮らしやすいまちづくり**

ひとり親家庭、障がいのある子どもを養育している家庭、専業主婦など、子育てをしているすべての人が、安心して子育てができるよう、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を推進します。

また、地域における子育てネットワークの形成や交流活動の支援など、地域資源を活用した子育て支援の充実を推進します。

#### **基本目標2 子育てと仕事の両立を支援し、安心して働けるまちづくり**

働きながら子育てしている人のために、多様な保育ニーズに対応し、利用しやすい保育サービスの充実を図っていきます。

また、男女共同参画意識の醸成と、父親の役割等の啓発や子育てへの参加促進に向けた取り組みを推進していきます。

#### **基本目標3 吉野ヶ里町の風土、自然、文化の中で、子どもたちが健やかに育つまちづくり**

吉野ヶ里町の自然と風土の中で、子どもたちがたくましく生きる力を伸ばすことができるよう、学校、家庭、地域の教育力の向上に向けた取り組みを推進します。

また、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、親子の健康づくり支援等を進めます。

#### **基本目標4 地域の優しいまなざしに見守られて、子どもたちが安全に育つまちづくり**

親子が安心して快適に暮らすことができるよう、住環境や道路環境の整備をはじめ、外出しやすい環境づくりや子どもを犯罪や交通事故から守るまちづくりを推進します。

## 4. 計画の体系

「第2期吉野ヶ里町子育て支援プラン」における体系は次のとおりです。

【基本理念】 わくわくと夢を育む環境で、のびのびと生きる未来の子

### 【基本的な視点】

- I 子どもからの視点 ～すべての子どもの健全な育ちを支援する基盤づくり～
- II 保護者からの視点 ～安心して子どもを生み、夢ある子育てができる環境づくり～
- III 地域からの視点 ～心を通わす子育て支援の輪が広がるまちづくり～

#### 基本目標Ⅰ 地域の絆が育む、子育て家庭が暮らしやすいまちづくり

基本施策1	地域における子育て支援
①	地域における子育て支援サービスの充実
②	子育て支援のネットワークづくり
③	児童の健全育成
基本施策2	要保護児童等へのきめ細かな取り組みの推進
①	児童虐待防止対策の充実
②	ひとり親家庭等の自立支援の推進
③	障がい児施策の充実
④	貧困状況にある家庭への支援
⑤	外国につながる子どもやその家庭への支援

#### 基本目標Ⅱ 子育てと仕事の両立を支援し、安心して働けるまちづくり

基本施策3	職業生活と家庭生活との両立の推進
①	保育サービスの充実
②	仕事と子育ての両立の推進

#### 基本目標Ⅲ 吉野ヶ里町の風土、自然、文化の中で、子どもたちが健やかに育つまちづくり

基本施策4	母性と乳幼児等の健康の確保
①	妊娠・出産の安全安心対策
②	子どもや母親の健康の確保
③	思春期保健対策の充実
④	食育の推進
⑤	小児医療の充実
基本施策5	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
①	次代の親の育成
②	家庭や地域の教育力の向上
③	子どもを取り巻く有害環境対策の推進
④	子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

#### 基本目標Ⅳ 地域の優しいまなざしに見守られて、子どもたちが安全に育つまちづくり

基本施策6	子育てを支援する生活環境の整備
①	良質な住環境の整備
②	安心して外出できる環境の整備
基本施策7	子ども等の安全の確保
①	安全・安心に暮らせるまちづくり
②	子どもの交通安全を確保するための活動の推進
③	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
④	被害にあった子どもの保護の推進

## 第5章 基本施策と個別事業の展開

### 基本目標Ⅰ 地域の絆が育む、子育て家庭が暮らしやすいまちづくり

#### 基本施策1 地域における子育て支援

##### 【現状と課題】

人口減少や核家族化の進行に伴い、近隣関係が希薄化し、地域における子育て力が低下しており、育児の孤立を招く要因となっています。

育児の孤立化を防止するとともに、多様化している子育てに関するニーズに対し、地域ぐるみで子育てしやすい環境づくりに取り組む必要があります。

##### 【取り組みの方向性】

すべての子育て家庭を地域全体で支えていくために、地域の子育てサークルや各種団体、子育てボランティア、地域の高齢者等といった地域住民による子育て支援の基盤づくりを推進するとともに、多様化する子育てニーズに対応できるよう子育て支援の充実に取り組みます。



## 【主な取り組みや事業】

### ①地域における子育て支援サービスの充実

<b>1) 保育所</b>
<p>本町には、公営保育所（吉野ヶ里保育園、定員 90 人）と認可保育所（くるみ保育園、定員 220 人）があり、定員は合計して 310 人です。</p> <p>また、認可外保育所として、しらゆり保育園（定員 60 人※）がある。（※肥前精神医療センターに勤務する職員の乳幼児が入園しているが、定員に余裕がある場合は職員以外の乳幼児も受け入れている）</p> <p>保育対策総合支援事業費補助金を活用した保育人材確保対策を検討し、保育士の人材確保と資質向上に取り組み、保育事業の充実に努めます。</p>
<b>2) 認定こども園</b>
<p>本町には、平成 22 年度に開設された認定こども園（吉野ヶ里こども園、定員 140 人）と平成 29 年度に開設された認定こども園（きらり、定員 120 人）の 2 ヶ所があり、定員は合計して 260 人です。</p> <p>幼児期の保育・教育の一体的提供及び推進体制の確保に努めます。</p> <p>① 幼保連携型認定こども園の運営に係わる基本的考え方</p> <p>すべての子どもに良質な成育環境を保障し、質の高い保育・教育事業の実施と、それぞれの家庭や子どもの状況に応じた多様なニーズに対応するため、0～5 歳の園児がひとつの施設で過ごせる保育所と幼稚園の機能をあわせ持つ幼保連携型認定こども園を整備し、保育・教育内容の一層の向上を図ります。</p> <p>② 質の高い幼児期の保育・教育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策</p> <p>乳幼児期の発達が連続性を有すること、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに十分留意し、妊娠期を含むすべての子育て家庭に適切なサービス・事業の利用を促進するとともに、質の高い保育・教育サービス及び地域子ども・子育て支援事業を提供するよう、関係機関と連携して取り組みます。</p> <p>③ 幼児期の保育・教育と義務教育との円滑な園小連携の取り組みの推進</p> <p>乳幼児期から義務教育 15 年間（0 歳～15 歳）を見通した保育・教育の充実を目指し、こども園・義務教育学校を町全体で子どもたちを育てる取り組みを進めます。</p>
<b>3) 幼稚園</b>
<p>幼稚園は、公営の施設は 1 ヶ所（東脊振幼稚園、定員 112 人）、私立の施設は 1 ヶ所（三田川幼稚園、定員 90 人）あり、公営と私立の定員の計は 202 人となっています。</p> <p>発達障がい等により特別な支援が必要な園児の実態把握や支援方策の検討等を行い特別支援教育体制の充実を図ります。</p> <p>また、幼児教育に係る課題について、幼稚園と保育所との連携も含めた学習会を行い、本町の幼稚園教育全体の質的向上に努めます。</p>

<p><b>4) 放課後児童健全育成事業（学童保育）</b></p>
<p>小学校に就学している子どもで、保護者が就労、疾病、介護等により昼間家庭にいない子どもや家庭での養育が困難な子どもを対象として、日曜日及び祝日等を除いた授業終了後から午後6時まで（延長午後7時まで）の時間帯において、子どもに適切な遊び及び生活の場を提供し、遊びを中心とした生活支援を通じて子どもの健全育成を図ります。</p> <p>また、小学校の長期休業期間（夏・冬・春休み）、土曜日等の学校休業日についても、午前7時30分から午後6時まで（延長午後7時まで）の時間帯において、保護者の就労実態等を踏まえて実施しています。</p> <p>利用者ニーズに対応しながら、従事者の確保、資質の向上に取り組むとともに、学校内にある施設を利用し放課後子ども教室との一体化を図ります。</p>
<p><b>5) 放課後子ども教室推進事業</b></p>
<p>すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに遊びやスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進しています。現在、「金曜学級」や「チャレンジスクール」として実施しています。</p> <p>仕事と子育ての両立を支援するため、すべての小学生が放課後等を安心かつ安全に過ごし、多様な体験及び活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」に基づいた放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室の一体的なまたは連携した実施に関する具体的な方策、並びに小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策について検討していきます。</p>
<p><b>6) 病児・病後児保育事業</b></p>
<p>児童の疾病時の保護者の児童養育に関する支援として、平成29年度から認定こども園きらりにおいて病児・病後児保育事業を実施しています。</p>
<p><b>7) 児童の養育に関する相談・情報</b></p>
<p>① 地域子育て支援拠点事業</p> <p>地域子育て支援拠点事業は、子育てに関する相談、情報の提供、子育て講座、親子のふれあいスペースと遊びの提供などを行う事業です。現在、くるみ保育園内（くるみっこ）及び三田川児童館において実施しています。</p> <p>② 養育支援訪問事業</p> <p>少子化、核家族化の進行に伴う家族形態の変化や、都市化の進展に伴う近隣との人間関係の希薄化により、子育て中の親が、子育てや育児について気軽に相談できる相手や仲間が身近な地域にいないなど、家庭や地域における子育て機能の低下が問題となっています。</p> <p>そうした中で、本来子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭への支援については、従来の「通所型」だけでなく、家庭訪問等の「訪問型」の支援の必要性が高まっています。</p> <p>このような状況を踏まえ、こうした家庭に過重な負担がかかる前の段階において、訪問により、当該家庭における安定した子どもの養育を可能とすることを目的としています。</p> <p>現在は、保健師の訪問による育児相談等の援助を実施しています。</p>

## ②子育て支援のネットワークづくり

<b>1) 子育て支援ネットワークの形成</b>
子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、平成 29 年度に開設した子ども・子育て支援・利用者支援事業 Neue（ノイエ）を中心とした地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。 また、子育てや子どもの育ちをまちぐるみで応援していくために、子育て支援ボランティア等を中心とした、子育て NPO や子育てサークルの育成に努めます。
<b>2) 子育て支援マップ、子育てガイドブック等の作成</b>
子育て応援情報誌や各種の子育て支援サービス、施設の情報提供等を行います。今後も各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう努めます。
<b>3) 高齢者の子育て支援</b>
高齢者の育児支援、就学児童に対する子育て支援活動の実施可能性などについて、関係各機関などとの意見調整を行っていきます。

## ③児童の健全育成

<b>1) 児童館の整備</b>
地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられます。地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくり、地域子育て支援の拠点として、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施しています。
<b>2) 児童を取り巻く関連機関の連携</b>
児童の健全育成を図る上で、児童館、公民館、学校等の社会資源及び主任児童委員、民生委員児童委員、子育てに関する活動を行う NPO、地域ボランティア、子ども会、自治会等の連携と協力において、青少年育成町民会議による児童の健全育成に向けた体制づくりに取り組んでいます。町内のコンビニやカラオケボックスなどに対し地域点検活動を行い青少年の健全育成について協力依頼を行っていきます。
<b>3) 民生委員児童委員等研修事業</b>
主任児童委員または民生委員児童委員が、地域において、児童の健全育成や虐待の防止の取り組み等子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進めていくために、民生委員児童委員等研修を今後も継続し、子どもたちの健全な育成を支援していきます。
<b>4) 不登校に関する中核機関の充実と地域ぐるみのサポートシステム整備・推進事業</b>
小中学校で、いじめや不登校等の児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識、経験を有する「スクールカウンセラー」を県より派遣し、学校におけるカウンセリングの充実を図っています。 現在、スクールカウンセラーが、諸問題に対応し、学校、学校教育課、こども・保健課との連携により地域ぐるみのサポート体制が構築されています。今後は、そのつながりをさらに強固なものにするために、定期的な会合等の整備を進めていきます。 また、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによるカウンセリング機能の拡充（相談日及び活動時間の増など）不登校・不登校傾向児童生徒の増加傾向に伴う教育支援センター支援体制の拡充（支援員の増など）に努めます。

## 基本施策2 要保護児童等へのきめ細かな取り組みの推進

### 【現状と課題】

近年、我が国では痛ましい児童虐待が報じられています。また、子どもの貧困や外国につながる子どもについても増加傾向にある状況です。

すべての子どもが分け隔てなく幸せに成長できるよう、地域・関係機関との連携が必要です。

### 【取り組みの方向性】

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与え、迅速かつ適切な対応が求められることから、関係機関との連携を密にし、児童虐待防止に向けた取り組みを推進していきます。

ひとり親家庭における子育ては、経済的・社会的に不安定な状態であり、自立した社会生活を送ることができるよう総合的な支援を推進していきます。

障がいのある子どもをもつ子育て家庭についても、社会的な不安を抱えており、障がいのある子どもの健全な発達を支援し、地域で安心して生活できる環境の整備を推進していきます。

貧困状況にある家庭への支援は経済的なものだけでなく、自立に向けた包括的な支援を関係機関と連携し行っていきます。



## 【主な取り組みや事業】

### ①児童虐待防止対策の充実

<b>1) 児童虐待防止ネットワーク事業等の推進</b>
虐待の早期発見・早期対応として、小中学校、保育園、幼稚園や保健師、主任児童委員、民生委員児童委員と連携をとり、必要に応じ児童相談所に連絡しています。 現在、要保護児童対策地域協議会を設置し、問題発生時には個別にケース検討会議を行っています。 今後も、要保護児童対策地域協議会を継続して設置します。代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議を開催し、子育て家庭が孤立化しないよう、相談体制の充実や周囲の方へのつなぎ方の周知を行い、虐待の防止に努めます。
<b>2) 乳児家庭全戸訪問の実施</b>
生後2週間から4ヶ月までの乳児がいる全家庭を対象に、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）として母子保健推進委員 <sup>1</sup> が2名、必要時は保健師が同伴で訪問し、育児に関する相談・情報の提供、養育環境の把握等を行っています。 今後も全戸訪問により、養育環境の把握を行い、虐待予防に努めていきます。
<b>3) 里親制度の啓発</b>
全国的な傾向として、子どもの虐待件数が増加している中で、里親に委託される子どもの中にも被虐待児が多くなっています。 国や県の制度に合わせ、里親への研修や支援体制の強化、里親制度の周知と参加に向けた意識の啓発に努めていきます。 要保護児童対策地域協議会での研修や窓口でのポスター貼付、チラシ配布などを行っています。

### ②ひとり親家庭等の自立支援の推進

<b>1) 母子家庭等自立支援推進（県事業）</b>
母子家庭等日常生活支援事業 <sup>2</sup> 及び保育所の入所に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、国の基本方針に則して、母子家庭及び父子家庭の寡婦自立促進対策を検討していきます。現在、県の事業で実施し、こども・保健課を窓口としています。
<b>2) 母子家庭等就業・自立支援センター（県事業）</b>
母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な対策について関係機関の協力のもとで実施しています。現在、県の事業で実施し、こども・保健課を窓口としています。
<b>3) 児童扶養手当支援事業（国事業）</b>
家庭の生活の安定と自立の促進のため、ひとり親家庭への手当を所得に応じて支給していきます。県の事業としてこども・保健課を窓口としています。

<sup>1</sup> 母子保健推進委員：市町村長から親子の健やかな暮らしを支えるために委嘱を受けた住民の代表。住民の目線で親子に寄り添い、子育てをサポートし、住民と行政、住民と専門職をつなぐパイプ役でもある。

<sup>2</sup> 母子家庭等日常生活支援事業：母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、就職活動など自立促進に必要な事由や、病気やけが、出張などの事由により一時的に生活援助や保育などのサービスが必要なとき、または母子・父子家庭となって生活環境が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている場合に、支援員を派遣し、食事などの身の回りの世話や育児などのお手伝いをする事業。

### ③障がい児施策の充実

<b>1) 障がい児保育事業</b>
障がい児及び軽度障がい児（以下、障がい児等）の保育を推進し、障がい児等の処遇の向上を図るため、保育の必要のある障がい児等を受け入れる保育所に対し「保育所等訪問支援」を活用し、支援員が障がい児の通園する保育施設を訪問し集団生活に適応するため専門的な支援を行っています。今後も利用者のニーズに対応しながら引き続き支援を行います。
<b>2) 障がい児通所支援事業</b>
障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行うことで、生活能力の向上や社会との交流の促進、その他便宜の供与を行っています。 早期診断、早期療育の開始により年々利用者は増加しています。健診等で発達の遅れ等があれば、受診につなげ療育を開始し課題の解決を図っていますが、町内に児童発達の事業所がなく近隣の事業所を利用しなければならないことが課題で放課後等デイサービスの事業所も不足している状況です。今後も関係機関と連携しながら障がいのある児童の支援を行います。
<b>3) 特別支援学校放課後児童健全育成事業</b>
特別支援学校放課後児童健全育成事業は、特別支援学校に通う児童が下校時に活動する場を確保するなど、障がいのある子どもをもつ親の就労支援を図る事業です。 佐賀市とみやき町と協定を結び事業を実施していますが、本町に居住している、県立金立特別支援学校と県立大和特別支援学校、県立中原特別支援学校に通学する児童が参加し、児童の健全育成、親の負担軽減及び就労支援を図っています。 校区が大和特別支援から中原特別支援学校に変更されました。それに伴い大和特別支援学校放課後児童クラブ利用者が減少し、中原特別支援学校放課後児童クラブ利用者は増加傾向となっています。中原特別支援学校の利用者増により現在の場所での運営が困難になったため、令和元年度に児童クラブの建物を新築し安全な環境での事業運営を行っています。 今後も利用者のニーズに対応しながら引き続き支援を行います。
<b>4) ショートステイ（短期入所）・日中一時支援事業</b>
障がい児を介護している家族が、冠婚葬祭等で介護できない場合や、家族の休息のために障がい児を一時的に預かっています。家族の冠婚葬祭や就業支援、レスパイト <sup>3</sup> 目的での利用は増加しています。今後も利用者のニーズに対応しながら引き続き支援を行います。
<b>5) 移動支援事業</b>
屋外での移動が困難な障がい児に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図っています。（ただし、通学等での利用はできません。） 社会生活を営むため必要な外出の支援を行っています。今後も利用者のニーズに対応しながら引き続き支援を行います。

<sup>3</sup> レスパイト：乳幼児や障がい児を育児している家族に、一時的に支援者が育児を代わり、リフレッシュしてもらうこと。また、そのようなサービスのこと。

#### ④ 貧困状況にある家庭への支援

<b>1) 子どもの学びの支援の充実</b>
すべての子どもの学ぶ意欲を満たせるよう、学びの支援を充実していきます。
<b>2) 家庭生活の支援の充実</b>
居住の確保、経済的な支援、おゆずり品による支援等をしていきます。  【具体的な取り組み】学用品・日用品のおゆずり会 子ども・子育て支援・利用者支援事業（Neue ノイエ）にて、町内の小中学校、保育園、幼稚園、こども園の制服、体操服等の学用品をはじめ、日用品、おもちゃ、普段着などの無償譲渡を定期的に開催しています。
<b>3) 生活基盤の確立に向けた支援の充実</b>
自立した生活を送れるよう、関係機関と連携し、就労支援等に取り組みます。
<b>4) つながり・見守りの仕組みの充実</b>
地域・関係機関と連携を強化し、すべての家庭に支援がいきわたるよう支援へつながる仕組みづくりと相談体制の充実に取り組みます。
<b>5) 経済的な支援対策</b>
幼稚園の保育料の軽減については、国庫補助要綱と同じ内容で実施しており、奨励費交付については、年度末に各幼稚園を通じて支給しています。 また、学校教育法の規定により、小学校及び中学校に在学する児童生徒のうち、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、学校給食費等の援助を行っています。

#### ⑤ 外国につながる子どもやその家庭への支援

<b>1) 情報提供の充実</b>
外国籍の子どもなどが、子育てサービスの利用にあたって、情報提供など十分な支援が受けられるよう取り組みます。
<b>2) 相談体制の充実</b>
外国籍の子どもやその家庭の相談体制の充実を行っていきます。

## 基本目標Ⅱ 子育てと仕事の両立を支援し、安心して働けるまちづくり

### 基本施策3 職業生活と家庭生活の両立の推進

#### 【現状と課題】

女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、子育てと仕事の両立に対する子育て家庭のニーズが多様化しています。

仕事と子育ての両立を図るためには、仕事と家庭のバランスがとれるような多様な働き方の選択や働き方の見直しが必要となっており、職場や地域等における固定的な役割分担意識の解消や職場優先の意識是正に向けた啓発普及並びに情報提供等の取り組みを推進していく必要があります。

#### 【取り組みの方向性】

子育てと仕事の両立に対する子育て家庭の多様化するニーズに対応し、利用しやすい子育て支援サービスの提供に努めます。

ライフワークバランスの周知や育児休業給付、保険料が免除になる仕組みの周知等、情報提供の充実に努めます。

#### 【主な取り組みや事業】

##### ①保育サービスの充実

<b>1) 延長保育事業</b>
延長保育事業は、保護者の就労や家族の介護などのために早朝や帰宅が遅い場合に保育所にお子さんを預けられる事業です。 現在は、吉野ヶ里保育園・くるみ保育園・吉野ヶ里こども園・認定こども園きらりにおいて実施しており、延長保育の時間帯は、園によって異なります。 利用者が増加傾向にあるため、受け皿の確保に努めます。
<b>2) 一時預かり事業</b>
一時預かりは、入院や家族の介護、または繁忙期の就労や研修、さらには育児疲れのリフレッシュや学校行事のときなどに、一時的にお子さんを預けられる制度です。 現在、吉野ヶ里保育園・くるみ保育園・認定こども園きらりにおいて実施しています。 引き続き利用者ニーズに対応していきます。
<b>3) 休日保育事業</b>
休日保育事業は、休日に保護者の方が就労や傷病、出産等の理由により、ご家庭で保育できない場合に、保育所で児童を預かる事業です。 現在、くるみ保育園、認定こども園きらりでは在園児のみ利用できます。
<b>4) 第三者評価の実施推進</b>
保育サービスの利用者による選択や質の向上に資する観点から、県では「さが福祉サービス評価等推進会議」により、福祉事業所を評価し第三者機関の認証を行っています。 現在、この第三者福祉サービス評価内容については、県のホームページなどで公表されています。

## ②仕事と子育ての両立の推進

<b>1) 育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法等の周知・啓発事業</b>
育児・介護休業法等について、関係機関発行のパンフレットや各種講座などをおして周知・啓発に努めます。
<b>2) 育児休業の取得等事業主等に対する意識啓発事業</b>
職場優先の意識や固定的な性別役割意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因の解消に努めるため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等を行い、育児休業の取得等に関する意識啓発に努めます。
<b>3) ファミリー・フレンドリー企業の普及促進事業</b>
男性を含めたすべての人々が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、仕事と育児・介護との両立に向けた取り組みを行う企業の普及育成について、さまざまな機会をおして情報を提供していきます。 現在、県の「子育て応援宣言事業所」として町内では6社が登録されています。



## 基本目標Ⅲ 吉野ヶ里町の風土、自然、文化の中で、子どもたちが健やかに育つまちづくり

### 基本施策4 母性と乳幼児等の健康の確保

#### 【現状と課題】

次世代育成においては、子どもや母親の健康の確保は重要な課題であり、妊娠・出産から育児へと総合的・継続的な母子保健施策の充実が求められます。

また、小児医療は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものです。

ライフステージにおける子どもの健康の確保に努めていく必要があります。

#### 【取り組みの方向性】

保護者に対し、親となるために必要な知識を習得する学習機会の提供や、母子健康診査や訪問指導、保健指導等の充実に努めます。

また、町立中学校では幼稚園・保育園との交流をとおして保育に関する学習の理解と実践を行います。

小児医療体制の充実に努めるとともに、食育の推進や思春期保健対策の充実にも努めます。

児童・生徒・学生も含めて、国・県・町の行政機関、町内外の医療機関、学校、老人クラブ・PTAなどの民間がともに協力して、地域ぐるみでさまざまな支援を行い、健康で豊かな家庭と地域社会を築いていきます。

#### 【主な取り組みや事業】

##### ①妊娠・出産の安全安心対策

<b>1) 妊娠・出産の安全安心確保</b>
妊娠・出産・育児期に、女性が楽しく、気持ちよく過ごせ、快適な環境で出産することのできる環境づくりに向け、11月3日を「いいお産」の日として、意識の啓発を進めます。また、周辺市町を含む関係機関等の協力のもとで、周産期医療ネットワークの形成を進め、母体、胎児、新生児を総合的に管理し、母と子の健康確保に向けた環境づくりに努めます。
<b>2) 不妊に悩む人への支援</b>
佐賀県では、不妊に悩む夫婦に対し、佐賀中部福祉保健事務所に不妊専門相談センターを設置し、女性専門医の相談を実施しています。また、治療費について、県及び町において一部助成を行っています。 毎年開催される県不妊専門相談センター主催の不妊に悩む本人や家族を対象とした学習会については、町広報誌等により周知を行っています。

## ②子どもや母親の健康の確保

<b>1) 妊婦健診事業</b>
妊娠中の定期的な健康診査により、妊娠期における母子の健康が確保されるよう、妊娠の届出をした全妊婦に対し、妊婦健康診査受診票（補助券）を交付しています。 今後も妊婦健康診査受診券を交付することで、定期的な妊婦健診を勧め、妊娠中の異常の早期発見につなげていきます。
<b>2) 各種訪問事業</b>
母子手帳交付時にリスクが高い妊婦を把握し、必要時、妊婦訪問を保健師・助産師による訪問を行い、出産後には、早期に連絡をとり、訪問等により把握し必要な支援ができるようにしています。 健診・相談等により、支援が必要な母子を早期に把握し、今後も妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援に努めていきます。
<b>3) 乳児健診</b>
集団健診による4ヶ月児、7ヶ月児健診を実施し、健診と同時に保健師による健康相談、栄養士による栄養相談を実施しています。10ヶ月健診は医療機関で実施しています。 今後も乳児健診にて心身の成長・発達の異常の有無の早期発見とともに、保健師・栄養士による相談による育児支援を行っていきます。
<b>4) 1歳6ヶ月・3歳6ヶ月健診</b>
1歳6ヶ月児健診・3歳6ヶ月児健診とも年6回実施し、幼児の心身の成長・発達や病気の早期発見に努めています。また発達障がい視点からも相談を行っています。今後も、健診をとおして病気等の早期発見を図るとともに、発達障がい視点からも相談支援につながるように努めていきます。
<b>5) おやこの教室</b>
親子のふれあい遊びや友達づくりを目的に、児童館でのドレミ広場、きらら館でのワンツ一体操を実施しています。 今後も親子のふれあい遊びなどを通じた母親同士の交流の場を提供していきます。
<b>6) 地域組織活動</b>
母子保健推進員を設置し、乳児全戸訪問や健診時のサポート等の活動を実施しています。 今後も、母子保健推進員活動を中心に地域と連携しながら支援していくよう努めます。
<b>7) 健康相談</b>
母子手帳交付時の個別相談、助産師による母乳育児相談、2ヶ月児相談、12ヶ月児相談、2歳6ヶ月児相談を実施しています。また、健診から発達障がいの早期発見及び早期療育を図るための専門相談員による個別相談会を実施しています。 今後も、妊娠期から切れ目ない支援ができるように、母子手帳交付時の健康相談、乳幼児の健康の保持増進を図るための月齢に応じた健康相談を実施していきます。
<b>8) 国で定められた予防接種</b>
佐賀県内の予防接種広域実施医療機関にて、個人の体調に合わせ、かかりつけ医で接種できる体制を整えています。未接種の場合は、接種勧奨を健診時や電話にて接種勧奨を行っています。 今後も保護者に対し予防接種の必要性を啓蒙普及しながら接種率の向上に努めていきます。
<b>9) 子どもの事故防止等啓発事業</b>
乳幼児健診や相談の機会に子どもの事故防止についての啓蒙を実施しています。 今後も事故防止のための啓蒙をさまざまな機会を通じて行っていきます。

<b>10) 各種の健康づくり支援制度</b>
<p>① 妊婦乳児一般健康診査扶助 委託医療機関以外での受診となる場合の扶助制度を実施しています。</p> <p>② 子どもの医療費助成 高校生まで入通院の医療費助成を実施しています。 今後も継続して実施していきます。</p>
<b>11) むし歯予防事業</b>
<p>幼児健診でのフッ化物塗布、町内の幼稚園・保育園・小中学校での歯磨き教室及びフッ化物洗口を実施しています。 今後も継続して実施していきます。</p>

### ③思春期保健対策の充実

<b>1) 関係機関との連携による思春期保健対策の充実</b>
<p>小中学校において警察職員、学校薬剤師、学校医、その他関係機関より講師を招き薬物乱用防止教室・防煙教室を毎年開催しています。小学校においては保健体育や道徳の授業において「命の教育」、中学校においては「性に関する講演会」や中学2年生を対象にCAP（さくらんぼ）プログラムを実施しています。</p> <p>また、近年 SNS の普及により子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しているため、児童・生徒、保護者も含んだ「情報モラル」の講演会等を実施。正しい SNS の使い方や危険なこと、いじめにつながる言葉の怖さ等、理解を深めています。</p> <p>いじめや思春期特有の心の問題による不登校の増加を懸念されるため、学校においては、学校の教育活動全体を通じて、心の健康に関する指導、薬物乱用防止教育、発達段階に応じた性に関する指導、感染症対策、環境衛生への適切な対応、安全教育、食に関する指導等、健康教育の充実を図ります。</p> <p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談活動や学校と教育支援センターが連携した教育支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、学校において、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業明けにおける児童生徒の自殺予防に向けたアンケートの実施、家庭・地域での見守り、ネットパトロールなど取り組みを積極的に実施していきます。</p>

#### ④食育の推進

##### 1) 関係機関との連携による食育の推進

「食」は生活の基本であり、生涯にわたって健康に暮らすためには、食事に対する配慮が必要です。しかし、子どもたちにおいて欠食や孤食が目立ち始め、問題行動や非行等は、不規則な食事など食生活の乱れと関係があるとの指摘もあります。

本町では、各種乳幼児健診に栄養士を配置し、栄養指導を実施していますが、新規の事業については、食生活改善推進協議会など共同し、「食育」の推進を図るなどの検討を進めていきます。

また、地域に根差した「食」の推進（地場産業、安全な食材、旬の食材の導入等）や、野菜や米づくり体験活動等の推進により、子どもたちの「食育」について、町の特性を活かした指導内容を工夫していきます。

現在、乳幼児健診での栄養相談や、公立の幼稚園や保育園では園で収穫した野菜を使ったクッキングなどを行っています。

育児サークル等を利用して、妊産婦や乳幼児の食に関する指導や情報提供に努めるとともに、乳幼児からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図っていきます。

現在、乳幼児健診での栄養相談や、町内の幼稚園や保育園では園で収穫した野菜を使ったクッキングなどを通じた食育の取り組みを行っています。

食育は、地産地消や多様な暮らしに対応した食育の推進が今後は求められており、今後は農林・福祉・教育分野など関係機関と連携しながら食育の推進に努めます。

#### ⑤小児医療の充実

##### 1) 小児医療の充実・確保

近年の少子化や核家族化の進行を背景に、家族の子育て経験の不足や緊急時に身近に頼れる人がいないことなどから、小児医療体制の充実への期待が高まりをみせています。

本町では、受診に際しての電話相談窓口や、休日夜間診療所等の周知を2ヶ月児相談時に行っています。

また、平成28年児童福祉法改正により医療的ケアが必要な児童の支援に対する協議の場を設置することとなっており、本町においても平成30年度に広域（佐賀市・神崎市・吉野ヶ里町）で佐賀地区医療的ケア児連絡会を発足させました。

今後も小児医療体制が整っていくよう地域の状況について実態把握を行い、関係機関と課題の抽出問題解決に向けて協議を行い、調整しながら小児医療の充実・確保に努めます。

##### 2) 休日及び夜間における小児緊急医療体制整備

休日・夜間に子どもが急病になった場合に、受診に際しての電話相談窓口や、休日夜間診療所等の周知を2ヶ月児相談時に行っています。

今後も保護者の不安軽減に努めるとともに、小児医療体制が整っていくよう関係機関と調整しながら実施していきます。

## 基本施策5 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

### 【現状と課題】

近年の少子化、核家族化の影響により、乳幼児に接する機会が少ないまま親になる世代が増えていることから、乳幼児と児童のふれあう機会の充実や、子どもたちが育児や子育て等の楽しさ大切さについて考える取り組みなどが必要です。

### 【取り組みの方向性】

子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばしていくことができるよう、学校の教育環境等の整備や家庭における教育機能の向上に努めるとともに、家庭・学校・地域社会が連携を図りながら、子どもたちの健全育成に向けた取り組みを推進していきます。

### 【主な取り組みや事業】

#### ①次代の親の育成

##### 1) 世代間交流の推進

地区内での世代間交流を推進するため、各地区の子どもクラブにおいて実施する交流事業や、地域の交流を目的とした「地区の“わ”委員会活動」の支援を今後も継続します。

また、コミュニティ・スクールの導入の検討を進めます。

少子化が進む中で、近所づきあいや親戚づきあいなどが希薄化しつつある現状を捉え、子どもたちが高齢者や地域の人々とふれあう機会や、地域のお祭りなどの世代間交流の場が少なくなりつつあります。

三田川児童館では高齢者との交流事業として、老人クラブよりボランティアを派遣していただき「将棋教室」や各地区の子どもクラブへ活動補助金を出し、活動の活性化と地区全体で行うよう推奨する等、地区の“わ”委員会事業補助金により継続して地域活動を支援しており、地域での世代間交流の活性化を図っています。

また、地域の中の学校という理念のもと、地域住民が積極的に関わりをもち、学校と地域が一体となって子どもを育て見守る体制づくりを構築するため、フリー参観日や町民向け学校だよりでの情報発信など実施しています。

## ②家庭や地域の教育力の向上

<b>1) 子どもの基本的な生活習慣の形成</b>
<p>子どもたちの就寝時間が遅くなり、朝食の未摂取児童がみられるなど、アンケート調査の結果などからも、子どもたちの基本的な生活習慣に関する意識改善と指導を図っていかねればなりません。</p> <p>このため、幼児健康診査や学校における定期健康診断を通じて、健康状態を把握し、肥満等健康問題のある子どもに対する生活習慣の改善に向け、学校を中心に指導を行います。</p>
<b>2) 奨学金事業の普及と充実</b>
<p>教育を受ける意欲と能力のある者が、経済的理由でその機会を失うことがないように支援していく体制づくりが求められます。</p> <p>現在、各高校で日本学生支援機構奨学金事業等の周知を図るなど、奨学金事業の普及に努めています。</p> <p>また、町による中学・高校への入学・就学に必要な費用についての貸付制度や奨学金制度、支援金制度等の創設について検討します。</p>
<b>3) 体験活動を通じた豊かな人間性の育成</b>
<p>子どもたちがさまざまな自然体験・社会体験活動の機会をもち、自然や人とふれあう中で、基本的なルール、感性、社会性等を身につけ、意欲にあふれた自立した若者へと成長できるような環境づくりが求められています。</p> <p>こうした課題に対し、子どもたちと地域社会との関わりを深め、豊かな人間関係を形成できるよう、学校教育にボランティア活動時間を取り入れるなど、地域におけるボランティア活動の意識掲揚を推進していきます。</p>
<b>4) 若者の就業意識の養成</b>
<p>若者が早くから仕事に接し、就労について考える機会をもつことにより、就業を自らの人生において積極的に位置づけられるよう、若者の社会性や経済活動に向けた視野を要請することが必要です。</p> <p>このため、職場体験等を通じた小・中・高等学校におけるキャリア教育、企業人講師を学校に招くなど、職業や産業の実態、働くことの意義、職業生活等に関し、生徒に理解を促す体制づくりを検討していきます。</p>
<b>5) 命の大切さ家庭の役割等への理解</b>
<p>これから親となる人が皆、乳幼児期の子どもとふれあう機会や子どもや家庭の大切さを考える機会をもつことが必要です。</p> <p>さまざまな場において、小・中学生が乳幼児とふれあう機会をもち、子育て層の親だけでなく、若者も十分に理解し、参画できる社会環境づくりが求められます。</p> <p>こうした考え方にに基づき、町内の保育所、幼稚園、保健センターなどにおいて個々の施策を立案し、相互連絡を図りながら、総合的な施策として展開を検討するほか、生命の大切さや家庭の役割、保育体験を含む子育て理解等に関する教育推進について、検討を進めていきます。</p> <p>中学校では、幼稚園・保育園との交流をとおして保育に関する学習の理解と実践を行います。現在、中学生の職場体験で、保育園や幼稚園、健康福祉センター内の2ヶ月児健診、手形足形作りのお手伝い、母子教室（育児に関する相談など）への参加を行っています。</p> <p>また、子育てや子育て支援に関する各種のフォーラム、ワークショップの開催や子ども参加型のイベントを実施し、子どもと大人が交流し合える機会の提供などにより、子どもを生き、育てることを社会全体で応援する意識啓発に努めていきます。</p>

### ③子どもを取り巻く有害環境対策の推進

<b>1) 関係機関との連携による子どもを取り巻く有害環境対策の推進</b>
<p>性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピューターソフト等が販売されていることに加え、テレビ、携帯電話、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念される状況です。</p> <p>現在は、外部講師による中学校ごとの講演会において、インターネットに潜む犯罪の危険性や命の教育を実施しています。</p> <p>今後も、有害情報等が子どもに悪影響をおよぼさないように各関係機関で連携し、町内の巡回を実施します。</p>
<b>2) 関係機関との連携による思春期保健対策の充実【再掲】</b>
<p>小中学校において警察職員、学校薬剤師、学校医、その他関係機関より講師を招き薬物乱用防止教室・防煙教室を毎年開催しています。小学校においては保健体育や道徳の授業において「命の教育」、中学校においては「性に関する講演会」や中学2年生を対象にCAP（さくらんぼ）プログラムを実施しています。</p> <p>また、近年 SNS の普及により子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しているため、児童・生徒、保護者も含んだ「情報モラル」の講演会等を実施。正しい SNS の使い方や危険なこと、いじめにつながる言葉の怖さ等、理解を深めています。</p> <p>いじめや思春期特有の心の問題による不登校の増加を懸念されるため、学校においては、学校の教育活動全体を通じて、心の健康に関する指導、薬物乱用防止教育、発達段階に応じた性に関する指導、感染症対策、環境衛生への適切な対応、安全教育、食に関する指導等、健康教育の充実を図ります。</p> <p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談活動や学校と教育支援センターが連携した教育支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、学校において、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業明けにおける児童生徒の自殺予防に向けたアンケートの実施、家庭・地域での見守り、ネットパトロールなど取り組みを積極的に実施していきます。</p>

#### ④子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

<b>1) 確かな学力の向上</b>
<p>次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、本町独自の取り組みを進め、学校の教育環境等の整備を今後も推進します。</p> <p>また、子どもが社会の変化の中で、主体的に生きていくことができるように、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身につけさせることが重要であることから、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による教育環境について検討を進めます。</p> <p>今後、次期学習指導要領において求められる学習活動をすべての学校において実現できるよう ICT 環境（1人1台可動式専用 PC の整備など）を段階的に整備します。</p>
<b>2) 豊かな心の育成</b>
<p>① 「心のノート」を活用した道徳教育の推進、教員の指導力の向上</p> <p>文科省より配布の「心のノート」は、町内の小中学校の教室に配置し、児童が自分の考えを書き、生き方を振り返るノートとして、道徳の時間はもとより学級活動の時間などにも活用し効果を上げています。</p> <p>② 道徳教育の教師用指導手引き資料の全学級配布</p> <p>道徳教育の教師用指導手引き資料は全学級に配布し、道徳の授業において活用していますが、今後は資料の充実を一層図ります。</p> <p>小学校では平成 30 年度から、中学校では平成 31 年度から「特別の教科 道徳」（道徳科）を実施。義務教育活動全体を通じて自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。</p>
<b>3) 健やかな身体の育成</b>
<p>子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進めます。</p> <p>また、子どもが自主的にさまざまなスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携を図るなど、スポーツ環境の充実に努めます。</p> <p>こうしたスポーツクラブ活動を核として、子どもだけではなく親同士の情報交換や懇親を深め、子育てコミュニティの形成を図っていきます。</p> <p>さらに、子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身につけさせるための健康教育推進対策を検討するとともに児童生徒の運動に対する意欲を高め、運動に親しむ契機となる取り組みを検討します。</p> <p>① 総合型地域スポーツクラブ</p> <p>異世代間のスポーツ交流として、各種競技を実施していきます。</p> <p>また、日常的にスポーツをすることにより、生涯にわたる心身の健康維持増進に努めていきます。</p> <p>② 野外活動等の自然体験活動</p> <p>野外活動等の自然体験活動として、長期休業期間や休日等に親子や異世代間の交流として各種教室等を推進していきます。</p>

#### 4) 開かれた学校づくり

##### ① 学校評議員制度<sup>4</sup>の設置・活用事業

学校の管理に関する規則に基づき、学校運営に関して学校評議員の意見を参考にした行事を行っています。

今後も、同制度を活用し広く意見を聴取した学校運営に努めます。

##### ② 公立学校施設の整備充実推進事業

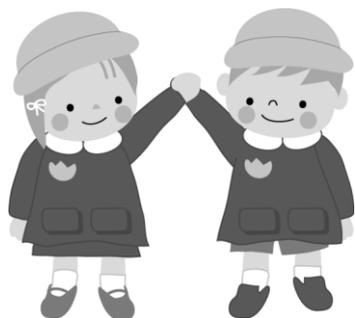
「吉野ヶ里町立学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設の老朽化対策を計画的に進めていきます。

#### 5) 幼児教育の充実

現在、年長児については、小学校入学前に面談を行い、小学校と連携を図っています。

「小1プロブレム」等の課題を踏まえ、幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との連携を一層強化し、子どもの学びの連続性を確保します。

校区内の幼稚園等に、小学校特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任が訪問するなど、双方において情報交換を図り、切れ目のない支援を実現します。



<sup>4</sup> 学校評議員制度：保護者や地域住民等の意見を把握・反映し、学校改善につなげるように努める。

## 基本目標Ⅳ 地域の優しいまなざしに見守られて、子どもたちが安全に育つまちづくり

### 基本施策6 子育てを支援する生活環境の整備

#### 【現状と課題】

吉野ヶ里町の豊かな自然環境のもとで、子どもたちがのびのびと健やかに育つことができるよう、子育てにやさしく安全・安心なまちづくりを進めることが必要です。

#### 【取り組みの方向性】

その一環として、子どもたちが安全に安心して遊ぶことができる公園・広場の整備や、安全な道路環境の整備、子育てに配慮した住環境の向上に努めます。

また、公共施設や公共空間のバリアフリー<sup>5</sup>化を推進し、妊産婦や乳幼児連れの親など、あらゆる人たちが快適に安心して外出できる環境づくりを推進します。

#### 【主な取り組みや事業】

##### ①良質な住環境の整備

##### 1) 良質な住宅の確保

これまで古い町営住宅の建て替えを随時行ってきました。

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け住宅の供給を支援するなどの取り組みについて、今後検討を重ねていきます。

また、公営住宅においては、子育て期にある多子世帯等がゆとりある住宅に入居できるようなバリアフリー化等の対策を検討するとともに、持家または借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報提供等に努めていきます。

<sup>5</sup> バリアフリー：障がいのある人が生活する上で障壁（バリア）となるものを除去する（フリー）という意味。室内の段差などの物理的障壁、障がいのために特定の資格が取得できない制度の障壁、情報が伝わらない情報の障壁、障がい者への差別・偏見などの心理的障壁、全ての障壁を取り除こうという考え方。

## ②安心して外出できる環境の整備

<b>1) 公共施設等のバリアフリー化</b>
妊産婦や子ども連れの親、子どもたちをはじめ、高齢者、障がい者にいたるすべての人が安心して外出できるようなまちづくりを考えていく必要があります。 そのためには、公共施設や公共交通機関、建築物等においてバリアフリー化を進めていく必要があります。現在、歩行空間、河川空間のバリアフリー整備やユニバーサルデザイン <sup>6</sup> による公園整備等を実施しています。
<b>2) 赤ちゃんの駅設置事業</b>
「赤ちゃんの駅」とは、概ね3歳までの子どもを連れた保護者が、外出中に「授乳」及び「オムツ替え」の必要が生じたときに、無料で、他人の目を気にせず、気兼ねなく利用できる設備を有した場所のことです。 町では、三田川児童館、ふれあい館及びびきらら館で実施しています。 今後は、公共施設だけでなく民間施設にも登録を働きかけ、その所在を広く周知することにより、安心して外出できる環境づくりを推進していきます。
<b>3) 通学通園の送迎支援対策</b>
現在町が委託したコミュニティバスが町内を巡回しており、小学生未満は無料で乗車できます。また、「町内在住の小・中学生」や「障がい者手帳・療育手帳 <sup>7</sup> 等の交付を受けている方とその付添人1名」も、運賃免除証の交付を申請すれば無料で乗車できます。 今後も、吉野ヶ里町地域公共交通活性化協議会の方向性に従い、利便性の向上を目指して協議を進めてまいります。



<sup>6</sup> ユニバーサルデザイン：障がい者や高齢者、外国人、男女等、それぞれの違いに関わらず、様々な人が利用しやすいように、初めから障壁（バリアー）のないまちづくり、ものづくり、環境づくり等を行っていかこうとする考え方。

<sup>7</sup> 療育手帳：療育手帳は知的障がい(児)者が福祉サービスを利用する時に必要な手帳。知的障がい(児)者に対して一貫した指導・相談を行うと共に、援護措置を受け易くすることを目的としている。

## 基本施策 7 子ども等の安全の確保

### 【現状と課題】

近年、報じられる子どもに関する交通事故や犯罪などから守る取り組みが必要です。

### 【取り組みの方向性】

交通事故については、警察や学校、地域、交通指導員等と連携した協力体制の強化や交通安全教育の徹底に努めます。

また、警察等関係機関や地域、家庭、職場が連携を図りながら、子どもを犯罪等の被害から守るための活動を推進するとともに、万が一、子どもが犯罪、いじめ、児童虐待等の被害にあった場合のサポート体制の整備についても検討していきます。

### 【主な取り組みや事業】

#### ①安全・安心に暮らせるまちづくり

<b>1) 安全な道路交通環境の整備</b>
子育て家庭が安全・安心に生活していくためには、子どもの視点、子ども連れの親の視点に立った道路交通環境の整備が必要です。 このため、歩道の整備や幅員の狭い道路の拡幅整備等を図るとともに、警察等との連携のもとに通行規制や速度制限等の交通規制及び、信号機の設置やカーブミラー設置など、交通安全施設の整備を検討し、妊産婦や子ども連れの親、子どもたちが安心して通行できる道路交通環境の整備に努めます。
<b>2) 安全・安心のまちづくりの推進等</b>
青少年育成町民会議において、子どもを犯罪等の被害から守り、安全を確保するためには、町や警察をはじめとする関係機関、団体が一体となって協力し、まち全体で安全体制・防犯体制を整備しています。現在は、各学校で、安全教育の一環として不審者対応を主に防犯教室を行っています。また、児童下校時の広報車巡回に加え防犯パトロールを実施しています。 さらに通学路には、青少年育成町民会議において「こども110番の家」の旗や「飛び出し注意」の看板を作成し、各地区内の危険個所に設置しています。 今後も通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備を進め、危険防止対策の推進を図ります。

## ②子どもの交通安全を確保するための活動の推進

吉野ヶ里町には国道、主要地方道、JRの各線路が通っており、一部は通学路にもなっているため、子どもたちが交通事故にあう危険性があります。このため、学校やPTA、行政、警察等が協力して、子どもを交通事故から守っていく必要があります。

吉野ヶ里町では、各学校において安全な登下校についての指導を行っているほか「交通安全教室」を開催し、児童に正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づけることにより交通事故の防止を図っています。

また、保育所、幼稚園においては、交通安全教育指導者研修会への保育士の派遣や、幼児の交通安全指導等の取り組みを推進しています。学校では、各学校年1回、年度初めに交通安全教室を実施しています。教室の実施内容は、PTAの協力、警察の協力、地域ボランティアの協力など連携をとりながら工夫しています。

今後もこうした取り組みの継続実施に努め、保育所や幼稚園、学校における交通安全教育の充実を図り、子どもの交通安全意識の高揚及びマナーの向上に取り組んでいきます。

また、チャイルドシートの着用を徹底し、交通安全イベント等における正しい装着方法の指導等の取り組みを推進していきます。

## ③子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもは自分で自分の身を守ることが難しいため、より多くの人々の目によって子どもを犯罪被害から守る必要があります。

吉野ヶ里町内の小中学校では、学校における年1回の防犯教室の実施や、児童への防犯機器の貸与、保護者への防犯情報の携帯メール配信（はなまる連絡帳）を行っています。

小中学校PTAや町職員による児童下校時の広報車巡回に加え、「おやじ会」による青色パトロールを実施しています。また、老人クラブにより地元小学校の通学路で地域の子どもの安全のために見守り活動を行っています。

今後もこうした活動の継続実施に努め、見守りの担い手の裾野を広げるため、ウォーキング、ジョギング、買物、犬の散歩、花の水やり等の日常活動を行う際、防犯の視点をもって見守りを行う「ながら見守り」等を推進し、学校、地域、関係機関のより一層の連携強化により、防犯意識の高揚や犯罪被害の防止に努めます。

また、通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施、危険個所の情報共有や学校内外における見守り活動等を行う学校安全ボランティア(スクールガード)の養成及び防犯ボランティアの活動の支援を行います。

#### ④被害にあった子どもの保護の推進

心身ともに未成熟な子どもが犯罪、いじめ、児童虐待等の被害にあった場合に、それによって受ける精神的ダメージは、大人に比べて非常に大きく、心の傷は深いものとなりがちです。

万が一、実際に被害にあってしまった子どもとその家族に対しては、日常生活へスムーズに戻り、その後の健全な育成をサポートするような体制を整備しておくことが大切です。

このため、子どもに対するカウンセリングの実施や家族に対する助言やきめ細かな支援、及び被害にあった子どもの精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援します。

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによるカウンセリング機能の拡充（相談日及び活動時間の増など）を図ります。



## 第6章 子ども・子育て支援事業計画

### 1. 教育・保育の提供区域の設定

本町は地形的に山岳や大規模河川等で分断されておらず、一体となった地理的条件を有します。また、国道・県道・町道等で町内の各地域が結ばれており、社会的なつながりがあります。さらに、町内の幼児教育・保育施設は、町内全域から利用されています。

以上を勘案し、本町の「教育・保育の提供区域」は、町全域を1区域と設定します。

このため、本計画の量の見込みは、すべてこの区域（町全域）を対象とした設定となります。

### 2. 将来の子ども人口

0～17歳（各年4月1日現在）の子ども人口については、少子化による減少傾向で推移し、平成31年の2,990人から令和6年には2,873人にまで減少することが見込まれます。

このうち、就学前の子ども（0～5歳）については、同期間に927人から890人へと37人の減少、小学生（6～11歳）については1,059人から945人へと114人の減少、中学生（12～14歳）については502人から512人へと10人の増加、高校生（15～17歳）については502人から526人へと24人の増加が、それぞれ見込まれています。

	現 況					推 計				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童数	3,074	3,075	3,048	3,042	2,990	2,975	2,941	2,915	2,907	2,873
0	124	167	148	142	148	141	139	139	139	137
1	169	132	170	165	141	156	148	146	146	146
2	153	175	122	169	166	140	154	147	145	145
3	176	151	182	133	161	168	143	158	150	148
4	190	181	154	179	134	163	170	145	160	152
5	161	189	187	156	177	135	165	171	146	162
6	190	158	184	180	158	173	132	161	168	143
7	176	194	154	184	179	158	173	131	161	168
8	174	181	195	155	187	182	160	176	133	163
9	184	173	178	199	155	187	183	160	176	133
10	162	186	176	178	201	156	188	184	161	177
11	173	162	185	176	179	201	156	188	184	161
12	186	169	156	181	171	175	196	152	183	179
13	159	182	172	153	179	170	174	195	151	182
14	194	160	180	172	152	179	170	174	195	151
15	163	193	160	177	170	151	177	168	172	193
16	164	161	183	159	175	166	148	173	165	169
17	176	161	162	184	157	174	165	147	172	164
就学前	973	995	963	944	927	903	919	906	886	890
小学生	1,059	1,054	1,072	1,072	1,059	1,057	992	1,000	983	945
低学年	540	533	533	519	524	513	465	468	462	474
高学年	519	521	539	553	535	544	527	532	521	471
中学生	539	511	508	506	502	524	540	521	529	512
高校生	503	515	505	520	502	491	490	488	509	526
児童数の対人口比	19.1%	19.0%	18.9%	18.9%	18.6%	18.5%	18.3%	18.2%	18.2%	18.0%

### 3. 教育・保育の見込み量と提供体制確保の方針

本町では、就学前の保育・教育施設などの利用にあたり、子どもの年齢や保育の必要性に応じて利用のための認定を行います。計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」は、平成27年度からの実績を基に、計画策定に係るニーズ調査（平成30年度実施）の結果も活用し定めます。

#### 【幼児期の保育・教育の量の見込みと確保の内容及び時期】

「保育・教育施設による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。

この事業計画に基づき、計画期間において必要な保育・教育施設の整備を計画的に実施していきます。

#### 【確保方策の考え方】

母親の就労率の上昇などによる保育ニーズの増加が今後も見込まれるため、地域の実情に合わせて、定員の見直しを行い、提供体制を確保していきます。

#### 【量の見込みと確保方策】

##### （1）1号認定（幼稚園、認定こども園）

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人	160	153	138	120	112
②確保方策	人	160	153	138	120	112
特定教育・保育施設 <sup>8</sup>	人	160	153	138	120	112
確認を受けない幼稚園 <sup>9</sup>	人	0	0	0	0	0
②－①	人	0	0	0	0	0

##### （2）2号認定（認定こども園・保育所）

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人	271	279	282	280	287
②確保方策	人	271	279	282	280	287
②－①	人	0	0	0	0	0

<sup>8</sup> 特定教育・保育施設：市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

<sup>9</sup> 確認を受けない幼稚園：子ども・子育て支援新制度においては、市町村が施設・事業者について給付の対象になることを確認する必要がある、その確認を受けた施設や事業が「特定教育・保育施設」又は「特定地域型保育事業」となる。その確認を受けない幼稚園のこと。

(3) 3号認定（認定こども園・保育所）

① 0歳児

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人	22	23	24	26	27
②確保方策	人	22	23	24	26	27
特定教育・保育施設	人	21	23	24	26	27
地域型保育	人	1	1	1	1	1
②－①	人	0	0	0	0	0

② 1・2歳児

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人	190	198	196	199	203
②確保方策	人	190	198	196	199	203
特定教育・保育施設	人	189	197	195	198	202
地域型保育	人	1	1	1	1	1
②－①	人	0	0	0	0	0

## 4. 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 利用者支援事業

#### 【事業内容】

子ども及びその保護者、妊娠している人等が町内外を問わず教育・保育施設<sup>10</sup>や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し支援を行います。

【実施個所】 1ヶ所

#### 【確保方策の考え方】

特定型として、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、東脊振健康福祉センター「きら館」で利用者支援事業（Neue ノイエ）を実施します。

### (2) 地域子育て支援拠点事業

#### 【事業内容】

地域の子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える仕組みをつくります。子育て家庭の相談・支援のほか、絵本の読み聞かせ等のイベントを行います。

#### 【量の見込みと確保方策】

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人	571	585	582	573	580
確保方策	人	571	585	582	573	580

#### 【確保方策の考え方】

- ① 地域子育て支援センター（三田川児童館・くるみっこ）で実施します。
- ② 子育て支援の専門性を有する職員の配置など相談支援機能を強化します。

<sup>10</sup> 教育・保育施設：「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。

### (3) 妊婦健康診査

#### 【事業内容】

妊娠中の定期的な健康診査により、妊娠期における母子の健康が確保されるよう、妊娠の届出をした全妊婦に対し、妊婦健康診査受診票（補助券）を交付しています。

#### 【量の見込みと確保方策】

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人	141	139	139	139	137
確保方策	人	141	139	139	139	137

#### 【確保方策の考え方】

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券を配布し、受診を奨励します。（14回が公費負担）

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

#### 【事業内容】

町の委嘱を受けた母子保健推進委員等が生後4ヶ月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児に関する相談・情報の提供、養育環境の把握等を行います。

#### 【量の見込みと確保方策】

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人	141	139	139	139	137
確保方策	人	141	139	139	139	137

#### 【確保方策の考え方】

町の委嘱を受けた母子保健推進委員等が訪問し、事業を実施します。

## (5) 養育支援訪問事業

### 【事業内容】

子育てに対して不安や孤立感等を抱えるなどの養育支援が必要な家庭を訪問し、当該家庭の抱える問題の解決を図ります。

### 【量の見込みと確保方策】

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	回	39	39	39	39	38
確保方策	回	39	39	39	39	38

### 【確保方策の考え方】

保健師による相談事業のほか、支援内容に応じ、保健・福祉関係者等が事業を実施します。必要に応じて、要保護児童対策地域協議会において、個別ケース会議を開催し、必要な検討を行います。

## (6) 子育て短期支援事業

### 【事業内容】

子育て短期支援事業は、次の2種類から構成されます。

- ① 短期入所生活援助（ショートステイ）事業  
保護者が、疾病など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる事業です。
- ② 夜間養護等（トワイライトステイ）事業  
保護者が、仕事やその他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人	2	2	2	2	2
確保方策	人	2	2	2	2	2

### 【確保方策の考え方】

町内に、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等がないため、町外の施設に委託しています。（委託先 児童養護施設 洗心寮（基山町））

## (7) ファミリー・サポート・センター事業

### 【事業内容】

ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援）事業は、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（協力会員）との相互援助活動の連絡・調整を行うものです。相互援助活動には、子どもの預かりや施設への送迎等があります。

### 【量の見込みと確保方策】

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人	29	29	28	27	27
確保方策	人	29	29	28	27	27

### 【確保方策の考え方】

平成29年度の実績やニーズを踏まえて事業を実施します。

## (8) 一時預かり事業

### 【事業内容】

保護者が就労や病気、その他私的な理由により、一時的に家庭での保育が困難になる場合に乳幼児を保育所で一時的に預かる事業です。幼稚園では、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに在園児を対象に預かります。

### 【量の見込み】

#### ◆預かり保育

### 【量の見込みと確保方策】

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人	7,784	7,959	7,677	7,138	7,124
確保方策	人	7,784	7,959	7,677	7,138	7,124

#### ◆一時預かり

### 【量の見込みと確保方策】

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人	99	101	100	98	98
確保方策	人	99	101	100	98	98

### 【確保方策の考え方】

- ① 幼稚園在園児の預かり保育は、東脊振幼稚園、三田川幼稚園、吉野ヶ里こども園（幼稚園部分）・認定こども園さらし（幼稚園部門）で幼稚園の延長保育として実施しています。
- ② 一時預かり事業は、くるみ保育園・認定こども園さらし・吉野ヶ里保育園において実施しています。

## （9）延長保育事業

### 【事業内容】

各園が設定する保育標準時間<sup>11</sup>及び保育短時間<sup>12</sup>のそれぞれの始期及び終期前後の保育需要への対応を推進する事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人	333	345	346	349	357
確保方策	人	333	345	346	349	357

### 【確保方策の考え方】

吉野ヶ里保育園、くるみ保育園、吉野ヶ里こども園（保育所部分）、認定こども園さらし（保育所部分）で実施します。

## （10）病児・病後児保育事業

### 【事業内容】

児童が入院治療を要しない病気療養中または病気の回復期で集団生活が困難な期間に、保護者が就労等により看病できない場合、一時的に専用施設で保育と看護を行う事業です。本町は、佐賀市内の事業所2ヶ所に委託して病児・病後児保育を実施しています。

今後、就労の状況を勘案して、鳥栖市方面において拡充を検討します。

### 【量の見込みと確保方策】

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人	45	45	46	46	48
確保方策	人	45	45	46	46	48

<sup>11</sup> 保育標準時間：就労時間が週30時間以上かつ月120時間以上（おおむねフルタイム就労）※120時間の目安：週5日1日6時間

<sup>12</sup> 保育短時間：就労時間が月64時間以上かつ保育標準時間未満（おおむねパートタイム就労）

### 【確保方策の考え方】

- ① 認定こども園きらりにて、病後児保育を実施します。
- ② 町外の事業所に委託し、病児・病後児保育を実施します。
- ③ 事前登録・利用予約・主治医の診察が必要ですが、さらに、利用しやすいように改善を図ります。

## (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### 【事業内容】

保護者が就業または疾病等により、放課後自宅で保育できない家庭の小学生児童（1～6年生）に、遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

(登録人数)

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
量の見込み	人	206	185	196	202	197	
		1年生	94	74	93	100	88
		2年生	42	46	35	43	45
		3年生	49	44	49	38	47
		4年生	18	18	16	18	14
		5年生	2	2	2	2	2
		6年生	1	1	1	1	1
確保方策	人	206	185	196	202	197	
		1年生	94	74	93	100	88
		2年生	42	46	35	43	45
		3年生	49	44	49	38	47
		4年生	18	18	16	18	14
		5年生	2	2	2	2	2
		6年生	1	1	1	1	1

### 【確保方策の考え方】

- ① 小学校区ごとに学童保育を実施します。（東脊振放課後児童クラブ、三田川放課後児童クラブ）
- ② 施設の老朽化及び今後の需要を見込み、全小学校区の100%に整備することを維持します。

## ◆放課後子ども教室

すべての子どもが安全、安心に過ごし、多様な体験・活動ができる放課後対策のため、放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携あるいは一体型の放課後子ども総合プランを推進します。

地域の方や企業などと連携を図り、多様なプログラムを実施し、地域全体で時代を担う人材を育成します。現在、「金曜学級」や「チャレンジスクール」として実施しています。新・放課後子ども総合プランに基づく内容となるよう学校の空き教室での活用を含め、放課後児童健全育成事業との連携等について検討を進めます。

項目	令和元年度	令和6年度
放課後児童クラブ数	2ヶ所	2ヶ所
放課後子ども教室	2ヶ所	2ヶ所
一体型教室 <sup>13</sup>	2ヶ所 (100%)	2ヶ所 (100%)

---

<sup>13</sup>一体型教室：放課後児童クラブと放課後子ども教室を、同一の小中学校内等の活動場所において実施しており、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるもの。

## **(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後、導入について検討します。

## **(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業**

特定教育・保育施設（認可外含む）等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

今後、導入について検討します。

# **5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保**

幼児教育・保育の無償化により、新たに設置された子育てのための施設等利用給付の給付申請については、『保護者が費用を一旦全額支払い、その後申請して払い戻しを受ける償還払い』と、『施設等が保護者に代わって直接町に請求を行い、利用費を受領する法定代理受領』の2種類の方法があります。どちらの方法をとるかは、施設が選択できるようになっています。

## 第7章 計画の推進・点検体制について

本計画を進めるためには、行政、家庭、保育施設、学校、地域、職場（企業）などが共通認識のもと、互いに連携して取り組んでいくことが重要です。

そのため、それぞれの立場において、自主的な活動を繰り広げるため、計画の理念や計画目標の達成に向け、下記の点に留意しながら取り組みを進めていきます。

### （１）住民参画の推進

本計画の施策を進めていくためには、現に子育てに関わっている住民や子育て家庭だけではなく、吉野ヶ里町全体が、子どもの視点に立った子育て支援や、乳幼児期から思春期を見通した子育ての重要性を認識し、積極的な関わりをもつ住民参画体制構築に向け、以下の事項に留意した展開を図っていきます。

- この計画を住民に公表し、周知・啓発を図っていきます。
- 保育施設、学校等の子どもに関わる機関や職場（企業）等の関係する諸機関の積極的な取り組みを働きかけます。
- 町政への提言等の公聴活動を通じて、住民の意見把握に努め、住民との意見の疎通を図ります。

### （２）地域組織との連携強化

子どもたちが育っていく地域の社会環境は子どもたちが日々充実し、健全な生活を営んでいく上での重要な役割を担っていると考えます。こうした健全な地域社会の形成に向け、以下の事項について取り組んでいきます。

- 民生委員児童委員、主任児童委員等との連携・協力
- 地域の子育てボランティアや子ども会やPTAといった地域組織の自主的な活動の促進と連携・協力
- 地域住民が相互に支え合う「地域で子育ての町づくり」を推進

### （３）行政各部門との連携

本行動計画は、子どもの成長、子育て支援、家庭・地域・学校等の連携による健全な地域整備を進める総合的な計画です。

こうした考え方に基づき以下の事項に配慮して、具体的な項目の推進を図ります。

- 関連計画との整合性を図り、全庁的な計画推進体制の構築
- 国、県、保健福祉事務所<sup>14</sup>、児童相談所等関係機関との連携のさらなる強化

### （４）計画の点検体制

本町においては、全庁的に計画の実施状況を一括して把握・点検を行っていきます。

また、今後「子ども・子育て会議」等により、事業の適正化や実施状況について検証を加えていけるような機構づくりに努めます。

さらに、各年度の実施状況や計画の変更・見直しについて、ホームページに子育てサイトを掲載するなど、住民にわかりやすい周知策を図っていきます。

<sup>14</sup> 保健福祉事務所：保健所のことで、地域住民の健康や衛生を支える公的機関の一つ。

# 資料編

## 1. 吉野ヶ里町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 18 日  
条例第 20 号

### (設置)

第 1 条本町に、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、吉野ヶ里町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

### (所掌事項)

第 2 条子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)その他の子どもに関する法律による施策について町長の諮問に応じ調査審議する。

### (組織)

第 3 条子ども・子育て会議は、委員 13 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係団体から推薦を受けた者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 公募による町民
- (5) 識見を有する者

### (委員の任期)

第 4 条委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第 5 条子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議において、会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を求めること又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、こども・保健課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱され、又は任命された委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(吉野ヶ里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 吉野ヶ里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年吉野ヶ里町条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則(令和元年条例第 3 号)

この条例は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

## 2. 吉野ヶ里町子ども・子育て会議 委員名簿

区 分	団体・機関名	氏名	会議役職
関係団体から推薦を受けた者	母子保健推進委員	向井 三千代	
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	しらゆり保育園	山口 邦孝	
	くるみ保育園	田中 桂子	
	吉野ヶ里こども園	山崎 立哉	
	吉野ヶ里保育園	古川 真	
	三田川幼稚園	久保 淳一	
	認定こども園きらり	牛島 健裕	
	東脊振幼稚園	三好 千春	
	放課後児童クラブ	田中 康博	
	三田川児童館	直鳥 信明	副会長
子どもの保護者	吉野ヶ里保育園父母の会	古里 恵里奈 (平成 30 年度まで)	
	東脊振幼稚園 P T A	渡邊 聡 (令和元年度から)	
公募による町民		三岡 彰子	
識見を有する者	佐賀女子短期大学	古川 隆幸	会長

### 3. 策定経過

年月日	事項・内容
平成 30 年 12 月 13 日	○平成 30 年度 第 1 回子ども・子育て会議 ・委嘱状交付 ・会長及び副会長互選 ・第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定の趣旨・方針について（諮問） ・教育・保育施設の応募状況について ・今後のスケジュールについて
平成 31 年 2 月 12 日 ～平成 31 年 2 月 20 日	○子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施
令和元年 7 月 3 日	○令和元年度 第 1 回子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査の状況について ・今後のスケジュールについて
令和元年 9 月 2 日 ～令和元年 9 月 19 日	○前期子ども・子育て支援事業計画達成状況調査
令和元年 11 月 27 日	○令和元年度 第 2 回子ども・子育て会議 ・第 2 期吉野ヶ里町子ども・子育て支援プラン【素案】について ・今後のスケジュールについて
令和 2 年 2 月 6 日	○令和元年度 第 3 回子ども・子育て会議 ・第 3 期吉野ヶ里町子ども・子育て支援プラン【素案】について ・今後のスケジュールについて
令和 2 年 2 月 28 日 ～令和 2 年 3 月 13 日	○パブリックコメントの実施
令和 2 年 3 月 24 日	○子ども・子育て会議 会長答申

## 第2期吉野ヶ里町子育て支援プラン

(吉野ヶ里町次世代育成支援行動計画及び吉野ヶ里町子ども・子育て支援事業計画)

発行年月 令和2年3月

発行 吉野ヶ里町 こども・保健課 子育て包括支援係 (東脊振健康福祉センターきらら館内)

【東脊振庁舎】〒842-0104 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津 775

TEL (0952) 51-1618 FAX (0952) 52-8621

URL:<https://www.town.yoshinogari.lg.jp>